

議案第44号

木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例の制定について

木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

史跡恭仁宮跡保存活用計画を策定するため、文化財学識経験者、地元関係者等により組織する木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会を設置するものです。

木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例（案）

（設置）

第1条 史跡恭仁宮跡の適切な保存と活用を図ることを目的に、史跡恭仁宮跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 保存活用計画の策定に関する事項
- （2） その他前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 文化財学識経験者
- （2） 地元関係者
- （3） 公募により選ばれた市民
- （4） その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、保存活用計画の策定に関する事項についての協議が終了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、教育長が招集する。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画を策定した日に、その効力を失う。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第44号 木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例の制定	
担当課	文化財保護課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>史跡恭仁宮跡については、「保存管理計画」を策定し、保存管理区分ごとに発掘調査や土地公有化などの基準を定めて取組みを推進してきました。令和4年度から京都府において、50年にわたる発掘調査の報告書作成や活用整備の検討が行われており、これを踏まえて史跡の管理団体である木津川市（市教育委員会）が「保存活用計画」を策定するため、文化財学識経験者、地元関係者などからなる木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会を設置するものです。</p> <p>令和5年度から令和6年度にかけて委員会の意見をとりまとめて計画を策定します。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議・検討を行うとともに、京都府文化財保護課及び府立山城郷土資料館とも協議し、条例案を作成</li> <li>・政策会議（7月24日）</li> <li>・教育委員会（8月24日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恭仁宮跡が所在する瓶原地域の関係団体から数名の委員の委嘱を予定</li> <li>・公募により選ばれた市民の委嘱を予定</li> </ul>	
市総合計画の位置付け	基本方針	4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり
	政策分野	8 観光交流
	施策	② 文化財の保全・活用 ア.歴史的・文化的遺産の保全と活用
概算事業費 (単位：千円)	<p><input type="checkbox"/>単年度（ 年度）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>複数年度（ 2年度）</p> <p>365千円 史跡整備活用事業費</p>	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>今般策定する計画に基づき、史跡恭仁宮跡の活用整備に必要な調査や公有化の推進を図ります。</p> <p>保存活用計画の策定事業については、補助対象経費に対し2分の1の国庫補助金の制度があります。</p> <p>史跡等公有化事業費については補助対象経費に対し5分の4、埋蔵文化財活用整備事業費については補助対象経費に対し2分の1の国庫補助金の対象になります。</p>	